

平成30年度

# 監 査 年 報

令和元年9月

 茅ヶ崎市監査委員

## はじめに

本市では、茅ヶ崎市監査委員条例第1条の規定により3名の監査委員が選任され、行政の公正と能率を確保することを目的として、地方自治法の規定に基づき定期監査、財政援助団体等の監査、例月出納検査及び決算審査等を行っています。

今年度は、6月末に識見の監査委員が任期を迎えましたが、平成30年第2回市議会定例会において再任の議決がされました。

各監査の状況としては、定期監査では、予算の執行及び所管業務等財務に関する事務が適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として事務・事業を抽出し、4月から1月まで9部局42課かいを対象に定期監査を実施しました。対象部局が異なるので単純な比較はできませんが、今年度の指摘事項は25件で、前年度の4件に比べ21件増加しました。

また、学校の定期監査では、予算の執行事務が適正に執行されているかを主眼として、10月から2月まで小学校9校、中学校7校を対象とし、そのうち小学校4校と中学校4校については、薬品、備品、消耗品、及び学校施設の管理状況についても監査を実施しました。今年度の指摘事項は18件で、前年度の9件に比べ9件増加しました。

例月出納検査では、主として現金と出納簿の帳尻との照査、帳尻と諸書類の照合及び預金通帳等の確認をした結果、いずれも計数的に正確なものと認められました。

全体としては、予算の執行及び所管業務等は、おおむね適正に行われていましたが、文書による指摘には至らなかったものの、担当者の業務や関係例規等に係る知識の不足からと見られる事務手続き上の不備や、契約行為、請求書等の証拠書類の確認作業などの基本的な財務事務手続きにおける不備・誤りのほか、決裁者等、確認者側のチェック漏れと思われるものも散見されました。監査事務局といたしましても、再発防止のためのフォローアップを引き続き行ってまいります。監査結果を踏まえ、改めて財務規則、契約規則等の遵守を徹底するとともに、適正な事務執行に務めていただき、職員一人ひとりが適正な事務執行に努め、公正で合理的かつ能率的な行政運営の推進が必要です。

この度、平成30年度における監査の実施状況及び監査の結果等を取りまとめ、「監査年報」を作成しましたので、本市の監査の現況を理解する一助として参考にしていただければ幸いです。

令和元年9月

茅ヶ崎市監査委員

## 目 次

### ◇ 監査の概要

1 監査の結果	・・・・・・・・・・	2
2 監査の観点	・・・・・・・・・・	2
3 監査の実施状況	・・・・・・・・・・	2

### ◇ 平成30年の監査結果

1 定期監査	・・・・・・・・・・	6
2 定期監査（学校）	・・・・・・・・・・	34
3 財政援助団体等監査	・・・・・・・・・・	40
4 例月出納検査	・・・・・・・・・・	45
5 住民監査請求	・・・・・・・・・・	69
6 決算審査	・・・・・・・・・・	74
7 健全化判断比率等審査	・・・・・・・・・・	78

## ◇ 監査の概要

### 1 監査の結果

平成30年度に実施した監査の結果は、次のとおりです。

定期監査	指摘事項なし	24課	指摘事項あり	18課
定期監査（学校）	指摘事項なし	6校	指摘事項あり	10校
随時監査				
財政援助団体等監査	指摘事項あり	9件		
例月出納検査	指摘事項なし			
住民監査請求				
決算審査	指摘事項なし			
健全化判断比率等審査	指摘事項なし			

### 2 監査の観点

監査委員の役割は、公正で合理的かつ能率的な市の行政運営確保のため、違法、不正の指摘にとどまらず、指導に重点を置いて監査等を実施し、もって、市の行政の適法性、効率性、妥当性の保障を期すものです。

平成30年度は、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関する事務事業の執行について、公正・公平で、かつ合理的・能率的に運営されているかを監査するとともに、違法性の指摘だけでなく、再発防止の指導に重点を置いた監査を実施しました。

また、監査に当たっては、事務事業の執行が予算及び議決並びに法令等に基づいて行われているかに留意しました。

### 3 監査の実施状況

各監査の実施状況は、次のとおりです。

#### (1) 定期監査（地方自治法（以下「法」という。）第199条第4項）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査は、部単位（行政委員会等を含む。）で実施しました。対象部課はいは、原則隔年とし、対象年度は平成29年度分としました。

対象部局・期間

環境部 4/2～5/29

環境政策課、環境保全課、資源循環課、環境事業センター

消防本部・消防署 5/1～6/28

消防総務課、予防課、警防救命課、指令情報課、消防指導課、  
警備第一課、警備第二課

財務部 8/1～9/27

財政課、用地管財課、契約検査課、収納課、市民税課、資産税課

経済部、教育総務部 9/3～10/30

産業振興課、農業水産課、雇用労働課、拠点整備課、  
教育総務課、教育施設課、学務課

建設部、市立病院 10/1～11/27

建設総務課、道路管理課、道路建設課、公園緑地課、建築課  
病院総務課、医事課

教育推進部 11/1～12/26

教育政策課、学校教育指導課、社会教育課、青少年課、  
図書館、教育センター

保健所 12/3～1/31

保健企画課、地域保健課、保健予防課、衛生課、健康増進課

(2) 定期監査(学校)(法第199条第4項)

小学校、中学校の予算の執行及び収入・支出事務並びに財産の管理事務  
については、対象年度を平成29年度分とし、10月～2月に実施しました。

対象は、次の16校です。

小学校 9校・・・鶴嶺小、松林小、松浪小、浜須賀小、鶴が台小、  
小和田小、今宿小、室田小、浜之郷小

中学校 7校・・・第一中、鶴嶺中、西浜中、梅田中、北陽中、  
赤羽根中、萩園中

(3) 財政援助団体等監査(法第199条第7項)

財政的援助を行っている団体、出資団体及び公の施設の管理を行わせてい  
るものに対し、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ  
効果的に行われているかの監査を実施しました。

対象年度は、平成29年度分としました。

ア 財政援助団体に係るもの

母子家庭父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業補助金

イ 出資団体に係るもの

社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団

ウ 公の施設の指定管理に係わるもの

柳島しおさい公園指定管理者

公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団

(4) 例月出納検査(法第 235 条の 2 第 1 項)

会計管理者及び企業出納員の保管する現金(歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預り金を含む。)の現在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかの検査をしました。

(5) 住民監査請求(法第 242 条)

公金の支出、財産の管理、契約の締結などの財務会計上の行為が違法または不当であると住民が認めるときに、このことを証する書面を添えて監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずるよう請求するもので、平成30年度は 1 件の請求がありました。

(6) 決算審査(法第 233 条第 2 項及び第 241 条第 5 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項)

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかの審査を実施しました。

(7) 健全化判断比率等審査(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項、第 22 条第 1 項)

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確に計上され、適正に作成されているかの審査を実施しました。

◇ 平成30年度の監査結果

## 1 定期監査

茅ヶ崎市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

平成30年6月1日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	広瀬	忠夫



1 監査等の種類  
定期監査

2 監査等の対象  
環境部

3 監査等の着眼点  
本監査は、別に定める「財務事務監査の着眼点」及び「定期監査（学校を除く。）の着眼点」により実施しました。

4 実施内容（監査の対象項目）  
(1) 予算の執行に関する事務  
(2) 収入に関する事務  
(3) 支出に関する事務  
(4) 契約に関する事務  
(5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務  
(6) 工事に関する事務  
(7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の実施場所及び日程  
(1) 場所 監査委員室  
(2) 日程 平成30年5月29日（火）

6 監査等の結果又は審査意見  
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

7 各部課かいの監査結果  
(1) 環境政策課  
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(2) 環境保全課  
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(3) 資源循環課  
指摘事項  
〈家庭用生ごみ処理機購入費補助金〉

家庭用生ごみ処理機購入費補助金では、補助金交付の決定をする前に支出負担行為及び支出命令を行っていたものが1件ありました。

(4) 環境事業センター

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

茅ヶ崎市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

平成30年7月2日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	広瀬	忠夫

- 1 監査等の種類  
定期監査
- 2 監査等の対象  
消防本部・消防署
- 3 監査等の着眼点  
本監査は、別に定める「財務事務監査の着眼点」及び「定期監査（学校を除く。）の着眼点」により実施しました。
- 4 実施内容（監査の対象項目）
  - (1) 予算の執行に関する事務
  - (2) 収入に関する事務
  - (3) 支出に関する事務
  - (4) 契約に関する事務
  - (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
  - (6) 工事に関する事務
  - (7) 財産の管理に関する事務
- 5 監査等の実施場所及び日程
  - (1) 場所 監査委員室
  - (2) 日程 平成30年6月28日（木）
- 6 監査等の結果又は審査意見  
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。
- 7 各部課かいの監査結果
  - (1) 消防総務課  
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。
  - (2) 予防課  
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。
  - (3) 警防救命課  
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(4) 指令情報課

指摘事項

〈夜間勤務手当〉

茅ヶ崎市職員給与条例第22条（夜間勤務手当）に基づく夜間勤務手当について、過払いが1件、過少払いが1件ありました。

この事項については、適切な措置を講じてください。

(5) 消防指導課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(6) 警備第一課

指摘事項

〈休日勤務手当〉

茅ヶ崎市職員給与条例第21条（休日勤務手当）第1項に規定する休日勤務手当及び同条第2項に規定する加給に係る過少払いが各1件ありました。

(7) 警備第二課

指摘事項

〈時間外勤務手当〉

茅ヶ崎市職員給与条例第20条（時間外勤務手当）第1項第2号に基づく時間外勤務手当について、過少払いが1件ありました。

茅ヶ崎市監査委員告示第10号

監査の結果に基づいた措置について市長等から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成30年8月1日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	広瀬	忠夫

1 監査の結果の報告及び公表日

平成30年7月2日

2 講じた措置の通知日

平成30年7月17日

3 監査結果及び措置状況

監査結果（指令情報課）

（指摘事項）

〈夜間勤務手当〉

茅ヶ崎市職員給与条例第22条（夜間勤務手当）に基づく夜間勤務手当について、過払いが1件、過少払いが1件ありました。

（措置状況）

茅ヶ崎市職員給与条例第22条（夜間勤務手当）に基づく夜間勤務手当について、過払いが1件、過少払いが1件ありました。過去の定期監査において、夜間勤務手当の過少払いの指摘をされているにもかかわらず、今回も同様の指摘を受けましたことは、課長を含めた職員のチェック機能が欠如していたと言わざるを得ません。

今後の対応策につきましては、夜間勤務手当を記載する職員にはしっかりと自覚を持って記載するよう十分指導し、さらに1勤務ごと、決裁者以外の職員によるチェック機能を増やすとともに、課長を含めた決裁者がこれまで以上に慎重に決裁を行うことで、再発防止に努めていきます。

また、今まで使用しているチェックシートを見直し、誤記入をなくすよう改善していきます。

茅ヶ崎市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

平成30年10月2日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	広瀬	忠夫



1 監査等の種類  
定期監査

2 監査等の対象  
財務部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務事務監査の着眼点」及び「定期監査（学校を除く。）の着眼点」により実施しました。

4 実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の実施場所及び日程

- (1) 場所 監査委員室
- (2) 日程 平成30年9月27日（木）

6 監査等の結果又は審査意見

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

7 各部課かいの監査結果

(1) 財政課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(2) 用地管財課

指摘事項

〈非常勤嘱託職員の報酬及び費用弁償〉

非常勤嘱託職員の報酬及び費用弁償において、勤務日数の計算誤りによる過少払いが1件ずつありました。

(3) 契約検査課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(4) 収納課

指摘事項

〈平成29年度版租税教育補助教材（中学生版）作成業務委託外2件〉  
次の3件は単価契約を行っていますが、契約書と異なる単価により支出したため、計1,886円の過払いがありました。

(1)平成29年度版租税教育補助教材（中学生版）作成業務委託

(2)平成29年度市税督促状の封入封緘業務委託

(3)軽自動車税納税通知書等封入封緘業務委託

(5) 市民税課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(6) 資産税課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

茅ヶ崎市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

平成30年11月2日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	広瀬	忠夫

1 監査等の種類  
定期監査

2 監査等の対象  
経済部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務事務監査の着眼点」及び「定期監査（学校を除く。）の着眼点」により実施しました。

4 実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の実施場所及び日程

- (1) 場所 監査委員室
- (2) 日程 平成30年10月30日（火）

6 監査等の結果又は審査意見

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

7 各部課かいの監査結果

(1) 産業振興課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(2) 農業水産課

指摘事項

〈環境保全型農業推進事業〉

環境保全型農業推進事業は、1者による随意契約ですが、契約にあたり随意契約することについて決裁を取っていませんでした。

〈茅ヶ崎市畜産会活動補助金〉

茅ヶ崎市経済部農業水産課所管に係る補助金交付要綱別表7では、茅ヶ崎市畜産会活動補助金について、事業終了後に実績報告書の提出を定めていますが、実績報告書が提出されていませんでした。

(3) 雇用労働課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(4) 拠点整備課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

1 監査等の種類  
定期監査

2 監査等の対象  
教育総務部

3 監査等の着眼点  
本監査は、別に定める「財務事務監査の着眼点」及び「定期監査（学校を除く。）の着眼点」により実施しました。

4 実施内容（監査の対象項目）  
(1) 予算の執行に関する事務  
(2) 収入に関する事務  
(3) 支出に関する事務  
(4) 契約に関する事務  
(5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務  
(6) 工事に関する事務  
(7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の実施場所及び日程  
(1) 場所 監査委員室  
(2) 日程 平成30年10月30日（火）

6 監査等の結果又は審査意見  
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

7 各部課かいの監査結果  
(1) 教育総務課  
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(2) 教育施設課  
指摘事項  
〈建物総合損害共済委託 継続申込〉  
市が所有する建物については、災害等による損害の発生に備えるため、建物総合損害共済に加入していますが、決算書上の建物面積と建物総合損害共済の加入面積との間に差異がありました。

(3) 学務課

〈臨時職員賃金〉

臨時職員賃金において、源泉徴収所得税額を誤ったものが1件ありました。

茅ヶ崎市監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

平成30年12月3日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	広瀬	忠夫



1 監査等の種類  
定期監査

2 監査等の対象  
建設部

3 監査等の着眼点  
本監査は、別に定める「財務事務監査の着眼点」及び「定期監査（学校を除く。）の着眼点」により実施しました。

4 実施内容（監査の対象項目）  
(1) 予算の執行に関する事務  
(2) 収入に関する事務  
(3) 支出に関する事務  
(4) 契約に関する事務  
(5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務  
(6) 工事に関する事務  
(7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の実施場所及び日程  
(1) 場所 監査委員室  
(2) 日程 平成30年11月27日（火）

6 監査等の結果又は審査意見  
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

7 各部課かいの監査結果

(1) 建設総務課  
指摘事項

〈平成29年度背景図データ更新及びソフトウェア保守業務〉

平成29年度背景図データ更新及びソフトウェア保守業務は、契約約款と異なる方法で支払いをしていました。

〈廃棄境界杭収集運搬処理業務委託〉

廃棄境界杭収集運搬処理業務委託は、収集運搬業務と処理業務についてそれぞれ別々の業者と単価契約を締結していましたが、処理業務の委託料に関して受領委任のされていない収集運搬業者に一括して支払いをしていました。

(2) 道路管理課

指摘事項

〈非常勤嘱託職員 4月分交通費〉

非常勤嘱託職員の費用弁償において、交通費の過払いが1件ありました。

(3) 道路建設課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(4) 公園緑地課

指摘事項

〈しろやま公園トイレ清掃業務委託〉

しろやま公園トイレ清掃業務委託は、2か年の契約を締結していますが、契約書に地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であることを明示していませんでした。

(5) 建築課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

- 1 監査等の種類  
定期監査
- 2 監査等の対象  
市立病院
- 3 監査等の着眼点  
本監査は、別に定める「財務事務監査の着眼点」及び「定期監査（学校を除く。）の着眼点」により実施しました。
- 4 実施内容（監査の対象項目）
  - (1) 予算の執行に関する事務
  - (2) 収入に関する事務
  - (3) 支出に関する事務
  - (4) 契約に関する事務
  - (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
  - (6) 工事に関する事務
  - (7) 財産の管理に関する事務
- 5 監査等の実施場所及び日程
  - (1) 場所 監査委員室
  - (2) 日程 平成30年11月27日（火）
- 6 監査等の結果又は審査意見  
予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。
- 7 各部課かいの監査結果
  - (1) 病院総務課  
指摘事項  
〈人件費等〉  
職員の時間外勤務手当、休日勤務手当及び旅費交通費について、計算誤り等による過払いが19件、過少払いが10件ありました。  
  
〈賃金〉  
臨時職員の勤務時間の計算誤りによる賃金の過払いが1件、過少払いが2件ありました。

〈消耗品物件供給契約〉

消耗品（NECプリンタ消耗品関連）の物件供給単価契約において、見積もり合わせの業者選定に誤りがありました。

(2) 医事課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

茅ヶ崎市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

平成31年1月9日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	広瀬	忠夫

1 監査等の種類  
定期監査

2 監査等の対象  
教育推進部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務事務監査の着眼点」及び「定期監査（学校を除く。）の着眼点」により実施しました。

4 実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の実施場所及び日程

- (1) 場所 監査委員室
- (2) 日程 平成30年12月26日（水）

6 監査等の結果又は審査意見

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

7 各部課かいの監査結果

(1) 教育政策課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(2) 学校教育指導課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(3) 社会教育課

〈非常勤嘱託職員の費用弁償〉

非常勤嘱託職員の費用弁償において、通勤交通費の過払いが2件ありま

した。

〈埋蔵文化財文化・スポーツ振興財団補助金〉

埋蔵文化財文化・スポーツ振興財団補助金は、茅ヶ崎市教育委員会教育推進部社会教育課所管に係る補助金交付要綱と異なる方法で支払いをしていました。

(4) 社会教育課小和田公民館

〈非常勤嘱託員の費用弁償〉

非常勤嘱託員の費用弁償において、社会教育嘱託員の通勤交通費の過払いが13件ありました。

(5) 社会教育課鶴嶺公民館

〈非常勤嘱託員の費用弁償〉

非常勤嘱託員の費用弁償において、社会教育嘱託員の通勤交通費の過払いが9件ありました。

〈茅ヶ崎市立公民館自家用電気工作物保安管理業務委託外1件〉  
次の2件は契約約款と異なる方法で委託料を支出していました。

(1) 茅ヶ崎市立公民館自家用電気工作物保安管理業務委託

(2) 茅ヶ崎市立公民館冷温水機保守点検業務委託

(6) 社会教育課松林公民館

〈出張命令簿兼旅費請求書〉

特別職の職員で非常勤のものに係る費用弁償において、公民館運営審議会委員が出張した際の日当の支給誤りが3件ありました。

(7) 社会教育課南湖公民館

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(8) 社会教育課香川公民館

〈非常勤嘱託員の費用弁償〉

非常勤嘱託員の費用弁償において、社会教育嘱託員の通勤交通費の過払いが22件ありました。

(9) 青少年課

〈非常勤嘱託職員の費用弁償〉

非常勤嘱託職員の費用弁償において、通勤交通費の過払いが1件ありま

した。

(10) 青少年課青少年会館

〈非常勤嘱託員の費用弁償〉

非常勤嘱託員の費用弁償において、社会教育嘱託員の通勤交通費の過払いが計13件ありました。

(11) 青少年課海岸青少年会館

〈非常勤嘱託員の費用弁償〉

非常勤嘱託員の費用弁償において、社会教育嘱託員の通勤交通費の過払いが1件ありました。

(12) 図書館

〈図書等配送業務委託外1件〉

次の2件は契約約款と異なる方法で委託料を支出していました。

(1) 図書等配送業務委託

(2) 図書館清掃等業務委託

〈電子複写機賃貸借契約〉

電子複写機賃貸借契約の契約書において、契約金額の表記に誤りがありました。

(13) 教育センター

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。



茅ヶ崎市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

平成31年2月4日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	広瀬	忠夫

1 監査等の種類  
定期監査

2 監査等の対象  
保健所

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務事務監査の着眼点」及び「定期監査（学校を除く。）の着眼点」により実施しました。

4 実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の実施場所及び日程

- (1) 場所 監査委員室
- (2) 日程 平成31年1月31日（木）

6 監査等の結果又は審査意見

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

7 各部課かいの監査結果

(1) 保健企画課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(2) 地域保健課

〈非常勤嘱託職員の費用弁償〉

非常勤嘱託職員の費用弁償において、通勤交通費の過払いが2件ありました。

(3) 保健予防課

〈臨時職員の賃金及び交通費〉

臨時職員の賃金及び交通費において、勤務日数の計算誤りによる過払いが1件ずつありました。

(4) 衛生課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(5) 健康増進課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

## 2 定期監査（学校）

茅ヶ崎市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成31年2月20日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	広瀬	忠夫

## 1 監査対象の学校

### (1) 小学校

茅ヶ崎市立鶴嶺小学校  
同 松林小学校  
同 松浪小学校  
同 浜須賀小学校  
同 鶴が台小学校  
同 小和田小学校  
同 今宿小学校  
同 室田小学校  
同 浜之郷小学校

### (2) 中学校

茅ヶ崎市立第一中学校  
同 鶴嶺中学校  
同 西浜中学校  
同 梅田中学校  
同 北陽中学校  
同 赤羽根中学校  
同 萩園中学校

## 2 監査の期間

平成30年10月19日から平成31年2月14日まで

## 3 監査を行った監査委員

監査委員 森 誠一  
同 池田 雄二郎  
同 広瀬 忠夫

## 4 監査の方法

この監査は、平成29年度の再配当予算の執行及び平成30年度における所管の業務が適正・効率的に執行、管理されているかどうかを主眼として抽出により実施しました。

## 5 監査の対象項目

- (1) 再配当予算の執行に関する事務
- (2) 薬品の管理に関する事務
- (3) 消耗品の管理に関する事務
- (4) 備品の管理に関する事務
- (5) 施設の管理に関する事務

※(2)(3)(4)(5)においては、小和田小学校、今宿小学校、室田小学校、浜之郷小学校、梅田中学校、北陽中学校、赤羽根中学校、萩園中学校において実施しました。

## 6 監査の結果

今年度対象となった小学校と中学校における定期監査の結果、再配当予算の執行及び薬品の管理、消耗品の管理、備品の管理、施設の管理は、おおむね適正に行われていましたが、事務処理及び所管業務の適正化に向けてより一層の努力をしてください。

## 7 各学校の監査結果

### (1) 小学校

#### ア 鶴嶺小学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

#### イ 松林小学校

学校管理費の消耗品費で平成29年11月22日に起票された支出負担行為書起票番号20に添付されている「メガホン ウェットメガ教科用」は、見積書に代表者印が押印されていませんでした。

#### ウ 松浪小学校

学校管理費の燃料費で平成30年1月16日に起票された支出負担行為書起票番号10に添付されている「レギュラーガソリン 管理用(トラクター)」について、納品書の日付は平成30年1月15日になっており、支出負担行為の起案日より前に納品されていました。

#### エ 浜須賀小学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

#### オ 鶴が台小学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

#### カ 小和田小学校

施設管理において、くぐり戸が開閉できない防火戸が2か所ありました。

#### キ 今宿小学校

再配当予算の執行及び薬品の管理、消耗品の管理、備品の管理、施設

の管理は、おおむね適正に行われていました。

ク 室田小学校

学校給食管理費の消耗品費で平成29年7月7日に起票された支出負担行為書起票番号5の「給食用 コンバットハンター 12個入」は、支出負担行為書に検収日の記入がされていませんでした。

ケ 浜之郷小学校

酸素ボンベ等の数について、実際の残数と薬品台帳の記載の数が合致していませんでした。

(2) 中学校

ア 第一中学校

学校管理費の印刷製本費で平成29年5月23日に起票された支出負担行為書起票番号1に添付されている「平成29年度学校要覧 管理用」は、見積書の宛名が誤っていました。

学校管理費の印刷製本費で平成30年3月5日に起票された支出負担行為書起票番号2に添付されている「卒業のしおり印刷・製本 管理用」は、見積書の宛名が誤っていました。

教育振興費の消耗品費で平成30年1月5日に起票された支出負担行為書起票番号4に添付されている「タタメットズキン3 創意工夫教育用」は、見積書の宛名が誤っていました。

イ 鶴嶺中学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

ウ 西浜中学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

エ 梅田中学校

教育振興費の消耗品費で平成29年5月1日に起票された支出負担行為書起票番号3に添付されている「ティーバッティングネット 教科用」は、見積書の首標金額に誤りがありました。

教育振興費の消耗品費で平成29年5月10日に起票された支出負担行為書起票番号15に添付されている「剣道防具セット 教科用」は、見積書の添付がありませんでした。

学校管理費の消耗品費で平成29年4月3日に起票された支出負担行為書起票番号1に添付されている「保健用 中学保健ニュース」は、見積書の日付が入っていませんでした。

オ 北陽中学校

学校管理費の消耗品費で平成30年3月31日に起票された支出負担行為書起票番号149に添付されている「北陽中 3月分コピー料金事務用」は、支出負担行為書の首標金額に¥マークがありませんでした。

学校管理費の消耗品費で平成30年3月16日に起票された支出負担行為書起票番号139に添付されている「2人用ロッカー 管理用」は、支出負担行為書の首標金額に¥マークがありませんでした。

茅ヶ崎市物品会計規則第36条第2項では「備品を使用している課等の長は、備品に備品整理票をはり付け、又は焼印、ペイント書等の表示をすることにより備品を整理しなければならない。ただし、これらにより難しいものについては、備品台帳に品質、形状等を詳記し、現品と照合できるようにしておかなければならない。」と規定されていますが、平成30年7月3日に購入されたクラリネット（備品番号239）トランペット（備品番号240）及び平成30年2月19日に購入されたプロジェクター（備品番号216）は、貼付されていた備品整理票の備品番号が誤って表記されていました。

カ 赤羽根中学校

学校管理費の消耗品費で平成29年7月5日に起票された支出負担行為書起票番号60に添付されている「トスバッティング用ネット 教科用」は、見積書に代表者印が押印されていませんでした。

学校管理費の消耗品費で平成29年8月7日に起票された支出負担行為書起票番号70に添付されている「第2・四半期共通購入物品 管理用」は、支出負担行為書の首標金額に¥マークがありませんでした。

学校管理費の消耗品費で平成30年3月31日に起票された支出負担行為書起票番号185に添付されている「神奈川新聞 管理用」は、見積書の日付が前年度になっており、首標金額が入っていませんでした。

酸素ボンベの数について、実際の残数と薬品台帳の記載の数が合致していませんでした。

職員室の冷蔵庫、資料棚等の耐震ストッパー（転倒防止具）が外れていました。

キ 萩園中学校

茅ヶ崎市物品会計規則第36条第2項では「備品を使用している課等の長は、備品に備品整理票をはり付け、又は焼印、ペイント書等の表示をすることにより備品を整理しなければならない。ただし、これらにより難しいものについては、備品台帳に品質、形状等を詳記し、現品と照合できるようにしておかなければならない。」と規定されていますが、平成29年7月5日に購入されたトロンボーン（備品番号166）及びホ



ルン（備品番号167）は、備品整理票が貼付されておらず、備品番号の表示もされていませんでした。また、平成30年6月8日に購入されたプロジェクター（備品番号232）は、貼付されていた備品整理票の備品番号が誤って表記されていました。

### 3 財政援助団体等監査

茅ヶ崎市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成31年3月29日

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	池田 雄二郎
同	広瀬 忠夫

1 監査等の種類  
財政援助団体等監査

2 監査等の対象

- (1) 財政援助団体  
母子家庭父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業補助金
- (2) 出資団体  
社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団
- (3) 公の施設の指定管理者  
柳島しおさい公園指定管理者  
公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務事務監査の着眼点」及び「財政援助団体等監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の方法

この監査は、平成29年度に執行した次の事務について適正に執行されているかどうかを主眼として抽出により実施しました。

- (1) 財政援助団体の補助金に係る出納その他の事務及び当該補助金の支出事務
- (2) 出資団体の出納その他の事務
- (3) 公の施設の管理に係る出納その他の事務

5 監査等の実施場所及び日程

- (1) 場所 監査委員室
- (2) 日程 平成31年3月28日（木）

6 監査等の結果

補助金、公の施設の管理及び出資団体に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められました。

7 各対象の監査結果

- (1) 財政援助団体  
母子家庭父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業補助金  
所管課 こども育成部子育て支援課  
当該補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に行われていました。

(2) 出資団体

社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団

所管課 福祉部障害福祉課

指摘事項

〈業務計画書等の提出〉

茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホームに関する協定書第10条（事業計画書等の提出）では、「毎会計年度開始の30日前までに同条に規定する業務に関する事業計画書及び収支予算書を提出し、市の承認を受けなければならない」と規定されており、また、茅ヶ崎市障害児通所施設に関する協定書第10条（事業計画書等の提出）についても「毎会計年度開始前までに同条に規定する業務に関する事業計画書及び収支予算書を提出し、市の承認を受けなければならない」と規定されていますが、どちらも定められた期日までに事業計画書等が提出されていませんでした。

出資団体 社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団

指摘事項

〈業務計画書等の提出〉

茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホームに関する協定書第10条（事業計画書等の提出）では、「毎会計年度開始の30日前までに同条に規定する業務に関する事業計画書及び収支予算書を提出し、市の承認を受けなければならない」と規定されており、また、茅ヶ崎市障害児通所施設に関する協定書第10条（事業計画書等の提出）についても「毎会計年度開始前までに同条に規定する業務に関する事業計画書及び収支予算書を提出し、市の承認を受けなければならない」と規定されていますが、どちらも定められた期日までに事業計画書等を提出していませんでした。

〈被服貸与〉

社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団職員被服貸与規程を定めていますが、規程と異なる運用をしていました。

〈賃金〉

非常勤職員の賃金について、計算誤り等による過払いが3件、過少払いが3件ありました。

(3) 公の施設の指定管理者

柳島しおさい公園

所管課 建設部公園緑地課、文化生涯学習部スポーツ推進課  
指摘事項

〈第三者による実施〉

柳島しおさい公園の運営管理に関する協定書第18条第1項では、「受託者は、事前に委託者の承諾を受けた場合を除いて、管理運営業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。」と規定していますが、「柳島しおさい公園管理業務委託」は、承諾に係る事務処理を書面により行っていませんでした。

〈自主事業の実施〉

柳島しおさい公園の運営管理に関する協定書第12条では、「受託者は、管理運営業務以外の業務を自らの費用と責任において実施することができる。この場合において、受託者は、あらかじめ委託者にその旨を届出てその承認を受けなければならない。」と規定していますが、「柳島しおさい公園管理業務委託」は、自主事業の実施において承認に係る事務処理を書面により行っていませんでした。

指定管理者 公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団  
指摘事項

〈第三者による実施〉

柳島しおさい公園の運営管理に関する協定書第18条第1項では、「受託者は、事前に委託者の承諾を受けた場合を除いて、管理運営業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。」と規定していますが、「柳島しおさい公園管理業務委託」は、承諾に係る申請を書面により行っていませんでした。

〈自主事業の実施〉

柳島しおさい公園の運営管理に関する協定書第12条では、「受託者は、管理運営業務以外の業務を自らの費用と責任において実施することができる。この場合において、受託者は、あらかじめ委託者にその旨を届出てその承認を受けなければならない。」と規定していますが、「柳島しおさい公園管理業務委託」は、自主事業の実施において承認に係る届出を書面により行っていませんでした。

〈防球ネット補修等修繕〉

公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団契約規程第17条第1項では、随意契約で契約金額が100万円未満のものは、契約書の作成を省略し、請書をもって代えることができる旨の規定がありますが、「柳島しおさい公園管理業務委託」における防球ネット補修等修

繕は、契約金額が745,200円であるにも関わらず、請書を作成せずに見積書により契約を行っていました。

4 例月出納検査

30茅監第11号  
平成30年5月1日

茅ヶ崎市長 服部 信明 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一  
同 池田 雄二郎  
同 広瀬 忠夫

監査等の結果について（報告）

都市監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類  
例月出納検査

2 監査等の対象  
現金出納状況（平成30年3月分 全会計）

3 監査等の着眼点  
別に定める「財務事務の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の主な実施内容  
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の実施場所及び日程

(1) 場所 監査委員室

(2) 日程 平成30年4月27日（金）

6 監査等の結果又は審査意見

平成30年3月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

7 その他必要と認める事項

なし



30茅監第14号  
平成30年6月1日

茅ヶ崎市長 服部 信明 様

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	池田 雄二郎
同	広瀬 忠夫

監査等の結果について（報告）

都市監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類  
例月出納検査

2 監査等の対象  
現金出納状況（平成30年4月分 全会計）

3 監査等の着眼点  
別に定める「財務事務の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の主な実施内容  
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の実施場所及び日程

(1) 場所 監査委員室

(2) 日程 平成30年5月29日（火）

6 監査等の結果又は審査意見

平成30年4月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

7 その他必要と認める事項

なし

30茅監第26号  
平成30年7月2日

茅ヶ崎市長 服部 信明 様

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	広瀬	忠夫

監査等の結果について（報告）

都市監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類  
例月出納検査

2 監査等の対象  
現金出納状況（平成30年5月分 全会計）

3 監査等の着眼点  
別に定める「財務事務の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の主な実施内容  
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の実施場所及び日程

(1) 場所 監査委員室

(2) 日程 平成30年6月28日（木）

6 監査等の結果又は審査意見

平成30年5月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

7 その他必要と認める事項

なし

30茅監第30号  
平成30年8月1日

茅ヶ崎市長 服部 信明 様

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	池田 雄二郎
同	広瀬 忠夫

監査等の結果について（報告）

都市監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類  
例月出納検査

2 監査等の対象  
現金出納状況（平成30年6月分 全会計）

3 監査等の着眼点  
別に定める「財務事務の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の主な実施内容  
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の実施場所及び日程

(1) 場所 監査委員室

(2) 日程 平成30年7月27日（金）

6 監査等の結果又は審査意見

平成30年6月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

7 その他必要と認める事項

なし

30茅監第41号  
平成30年9月3日

茅ヶ崎市長 服部 信明 様

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	池田 雄二郎
同	広瀬 忠夫

監査等の結果について（報告）

都市監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類  
例月出納検査

2 監査等の対象  
現金出納状況（平成30年7月分 全会計）

3 監査等の着眼点  
別に定める「財務事務の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の主な実施内容  
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の実施場所及び日程

(1) 場所 監査委員室

(2) 日程 平成30年8月29日（水）

6 監査等の結果又は審査意見

平成30年7月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

7 その他必要と認める事項

なし



30茅監第44号  
平成30年10月1日

茅ヶ崎市長 服部 信明 様

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	池田 雄二郎
同	広瀬 忠夫

監査等の結果について（報告）

都市監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類  
例月出納検査

2 監査等の対象  
現金出納状況（平成30年8月分 全会計）

3 監査等の着眼点  
別に定める「財務事務の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の主な実施内容  
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の実施場所及び日程

(1) 場所 監査委員室

(2) 日程 平成30年9月27日（木）

6 監査等の結果又は審査意見

平成30年8月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

7 その他必要と認める事項

なし

30茅監第50号  
平成30年11月1日

茅ヶ崎市長職務代理者  
茅ヶ崎市副市長 夜光 広純 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一  
同 池田 雄二郎  
同 広瀬 忠夫

監査等の結果について（報告）

都市監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類  
例月出納検査

2 監査等の対象  
現金出納状況（平成30年9月分 全会計）

3 監査等の着眼点  
別に定める「財務事務の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の主な実施内容  
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の実施場所及び日程

(1) 場所 監査委員室

(2) 日程 平成30年10月30日（火）

6 監査等の結果又は審査意見

平成30年9月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

7 その他必要と認める事項

なし

30茅監第56号  
平成30年12月3日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	池田 雄二郎
同	広瀬 忠夫

監査等の結果について（報告）

都市監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類  
例月出納検査

2 監査等の対象  
現金出納状況（平成30年10月分 全会計）

3 監査等の着眼点  
別に定める「財務事務の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の主な実施内容  
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の実施場所及び日程

(1) 場所 監査委員室

(2) 日程 平成30年11月27日（火）

6 監査等の結果又は審査意見

平成30年10月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

7 その他必要と認める事項

なし

30茅監第59号  
平成31年1月4日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	池田 雄二郎
同	広瀬 忠夫

監査等の結果について（報告）

都市監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類  
例月出納検査

2 監査等の対象  
現金出納状況（平成30年11月分 全会計）

3 監査等の着眼点  
別に定める「財務事務の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の主な実施内容  
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の実施場所及び日程

(1) 場所 監査委員室

(2) 日程 平成30年12月26日（水）

6 監査等の結果又は審査意見

平成30年11月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

7 その他必要と認める事項

なし



30茅監第67号  
平成31年2月1日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	池田 雄二郎
同	広瀬 忠夫

監査等の結果について（報告）

都市監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類  
例月出納検査

2 監査等の対象  
現金出納状況（平成30年12月分 全会計）

3 監査等の着眼点  
別に定める「財務事務の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の主な実施内容  
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の実施場所及び日程

(1) 場所 監査委員室

(2) 日程 平成31年1月31日（木）

6 監査等の結果又は審査意見

平成30年12月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

7 その他必要と認める事項

なし

30茅監第73号  
平成31年3月1日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	池田 雄二郎
同	広瀬 忠夫

監査等の結果について（報告）

都市監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類  
例月出納検査

2 監査等の対象  
現金出納状況（平成31年1月分 全会計）

3 監査等の着眼点  
別に定める「財務事務の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の主な実施内容  
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の実施場所及び日程

(1) 場所 監査委員室

(2) 日程 平成31年2月26日（火）

6 監査等の結果又は審査意見

平成31年1月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

7 その他必要と認める事項

なし

30茅監第77号  
平成31年3月29日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	池田 雄二郎
同	広瀬 忠夫

監査等の結果について（報告）

都市監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類  
例月出納検査

2 監査等の対象  
現金出納状況（平成31年2月分 全会計）

3 監査等の着眼点  
別に定める「財務事務の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の主な実施内容  
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の実施場所及び日程

(1) 場所 監査委員室

(2) 日程 平成31年3月28日（木）

6 監査等の結果又は審査意見

平成31年2月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

7 その他必要と認める事項

なし

## 5 住民監査請求

茅ヶ崎市監査委員告示第8号

平成30年4月16日付けで提出された茅ヶ崎市職員措置請求の監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、別紙のとおり請求人に通知したのでこれを公表します。

平成30年6月4日

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	池田 雄二郎
同	広瀬 忠夫

平成30年6月4日

請求人 中村 司 様  
杉本 啓子 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一  
同 池田 雄二郎  
同 広瀬 忠夫

### 茅ヶ崎市職員措置請求の監査結果について（通知）

平成30年4月16日付けで提出された茅ヶ崎市職員措置請求（以下「本件請求」という。）の監査結果を、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定により次のとおり通知します。

#### 1 請求書の受理

##### (1) 請求人

中村 司、杉本 啓子

##### (2) 請求書の要件審査

本件請求は、平成30年4月16日に提出され、同日受付をしました。形式審査を行った結果、所要の法定要件は具備していると認め、平成30年4月20日にこれを受理しました。

#### 2 監査の実施

##### (1) 請求の要旨

ア 市は平成27年3月20日に慶応義塾大学SFC研究所、東京大学高齢社会総合研究機構、文教大学、茅ヶ崎商工会議所、一般社団法人茅ヶ崎医師会と、「豊かな長寿社会に向けたまちづくりにおける協力、連携に関する協定書」を締結した。同日、「豊かな長寿社会コンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）を市長決裁により設立し、会則を以てコンソーシアムの全体会議（以下「全体会議」という。）を設立した。しかしながら、コンソーシアムの実態は、条例を以て設置すべき附属機関であり、市長決裁による設置は地方自治法第138条の4第3項に違反する。違法の確認を求める。

イ 市は市民の問い合わせに対して、コンソーシアムは民間団体の勉強会である任意団体と説明してきたこともあって、平成29年2月に市主導の下に会則を変更したが、会則の変更後もコンソーシアムの実態は附属機関に該当する。違法の確認を求める。

ウ 市は平成29年8月5日に、第3回全体会議を兼ねたシンポジウムをコンソーシアムと共催し、招聘した講師、コーディネーター、パネリスト3名に、予算請求基準に基づき報償費として謝礼金合計6万円を支払った。講師、コーディネーター、パネリストに対する謝礼金の支払いは、法令等の根拠なく不正に支払われたものであり、違法な支払



いの確認及び、市長に対する6万円の支払いを求める。

(2) 請求人から提出された事実を証する書面

資料1 豊かな長寿社会に向けたまちづくりにおける協力、連携に関する協定書

資料2 回議書

資料3 平成29年12月26日付け市長回答書

資料4 支出負担行為書

資料5 平成28年10月12日付け市長回答書

資料6 平成29年11月13日付け市長回答書

資料7 平成29年11月8日付け市長回答書

資料8 豊かな長寿社会コンソーシアム設立趣意書

資料9 平成27年3月26日付け慶応義塾大学SFC研究所SFCニュース

資料10 豊かな長寿社会コンソーシアムについて

資料11 豊かな長寿社会に向けたまちづくり基本方針抜粋

資料12 セカンドライフのプラットフォーム検討結果抜粋

資料13 豊かな長寿社会コンソーシアム会員宛会長書信

資料14 豊かな長寿社会コンソーシアムの会則

資料15 豊かな長寿社会コンソーシアムの会則改訂版

資料16 モデル地区での先行実施を予定している事業

資料17 セカンドライフのプラットフォーム運營業務

(3) 監査対象部課

企画部企画経営課

(4) 請求人の証拠の提出と陳述

法第242条第6項の規定により、平成30年4月25日に陳述の機会を設け、請求人により請求の要旨についての補足説明がありました。また、新たに資料16及び資料17の2点の事実を証する書面の提出がありました。

陳述に出席した請求人

中村 司、杉本 啓子

(5) 関係職員の調査及び関係資料の提出

法第199条第8項の規定により、平成30年4月27日に関係職員の事情聴取を行いました。

ア 事情聴取に出席した職員

企画部長

若林 英俊

企画部企画経営課長寿社会推進担当課長

岩井 晶佳

企画部企画経営課副主査

山口 行介

イ 提出された関係資料

関係職員の事情聴取に合わせ、企画経営課より、次のとおり関係資料の提出がありました。

- (ア) 豊かな長寿社会コンソーシアムの設立関係資料
- (イ) 豊かな長寿社会コンソーシアム全体会議及び豊かな長寿社会シンポジウム関係資料
- (ウ) セカンドライフのプラットフォームWG 関係資料

### 3 監査の結果

本件請求についての監査結果は、合議により次のとおり決定しました。

(主文内容)

本件請求を却下します。

その理由は、次のとおりです。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員（以下「執行機関等」という。）について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計上の行為等」という。）があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものであります。

また、住民監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為等を特定するとともに、特定した財務会計上の行為等の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要があるとされています。

さらに、財務会計上の行為に先行する原因行為（以下「先行行為」という。）を前提としてされた財務会計上の行為をとらえて執行機関等の損害賠償責任を問う場合、執行機関等がした財務会計上の行為とその原因となる先行行為との関係については、住民監査請求を前置要件とする住民訴訟において、「財務会計上の行為自体に違法がある場合だけでなく、財務会計上の行為と先行行為との間に一定の関係がある場合には、先行行為が違法であれば、財務会計上の行為も当然に違法となるものというべきであります。ここでいう一定の関係を緩やかに判断すると、およそ公金の支出を伴う行政作用（このような行政作用が極めて広範かつ多岐にわたるものであることは明らかです。）であれば、その公金の支出の違法を争うことによって、その前提としての行政作用一般を争うことができるようになってしまい、住民訴訟の対象が財務事項に限定されているという原則に抵触することになることに鑑みると、ここでの一定の関係は、少なくとも、先行行為が財務会計上の行為を適法に行うための要件となっている場合など、前者が後者の直接の原因といえることができるような、密接かつ一体的な関係であることを要するものと解するのが相当である」とされています（平成4年11月30日東京高裁判決同旨）。

そして、この密接かつ一体的な関係については、「先行行為を行うことの主たる目的が実質的に見て後行する公金の支出に向けられていると評価できるものであること又は先行行為を行うことによって手続上他に何等の債務負担行為（支出決定）を要せず当然に地方公共団体が後行する公金の支出義務を負担することになることと解すべきである」とされています（昭和62年9月30日仙台地裁判決同旨）。

本件請求において請求人は、コンソーシアムの実態は、本来条例により設置すべき附属機関であるにも関わらず、市長決裁により設立した違法なものであり、コンソーシアムの第3回全体会議と兼ねて開催されたシンポジウム（平成29年8月5日開催）に出席した講師、コーディネーター及びパネリストに対し支払われた謝礼金6万円（以下「本件支出」という。）は、違法に設置されたコンソーシアムの活動に関連してなされた違法な支出であるとして、市長に対し同額の支払いを求めているものと解されます。

そこで、まず、コンソーシアムの設立が、財務会計上の行為等に該当するか否かについて検

討すると、コンソーシアムの設立という行為自体は、市が豊かな長寿社会を実現していくための一つの施策として行った行為であって、法第242条第1項に定める財務会計上の行為等には該当しないものです。

次に、先行行為と財務会計上の行為という視点から、コンソーシアムの設立という先行行為と本件支出との関係性についてみると、コンソーシアムを設立した市の行為は、本件支出をすることを目的としたものとは解されず、また、コンソーシアムを設立することによって当然に本件支出の義務を負担することになるとも認められません。

以上のことから、先行行為たるコンソーシアムの設立と本件支出は、密接かつ一体的な関係にあるとは解されません。

本件請求において、請求人は、先行行為であるコンソーシアムの設立に係る違法性を主張するのみであり、前記判決の趣旨等を踏まえると、請求人の主張は、本件支出自体の違法性・不当性を具体的かつ客観的に摘示しているとは認められず、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法なものと判断しました。

6 決算審査

元茅監第27号  
令和元年8月22日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	岸	正明

平成30年度茅ヶ崎市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の  
審査意見について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成30年度茅ヶ崎  
市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに証書類を審査したので別紙のとおり  
意見を提出します。

## 1 審査の対象

- (1) 各会計歳入歳出決算
  - 平成30年度茅ヶ崎市一般会計歳入歳出決算
  - 同 国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
  - 同 後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
  - 同 介護保険事業特別会計歳入歳出決算
  - 同 公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算
- (2) 決算附属書類
  - 平成30年度茅ヶ崎市一般会計特別会計決算事項別明細書
  - 同 一般会計特別会計実質収支に関する調書
  - 同 財産に関する調書

## 2 審査の期間

令和元年7月18日から令和元年8月21日まで

## 3 審査の方法

各会計歳入歳出決算書等の審査を、次の方法により行いました。

- (1) 関係書類が法令で定める様式を基準として作成されているかの確認
- (2) 平成30年度の財務関係事務を対象として実施した定期監査及び例月出納検査の結果を参考にした関係書類の計数照合
- (3) 予算の執行が適正かつ効率的に行われているかの検証
- (4) 関係職員の説明聴取

## 4 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書等は、法令に規定された様式に従って作成されており、その計数は歳入簿、歳出簿その他の関係諸帳簿と符合し、正確なものと認めます。また、予算の執行は適正かつ効率的に行われていると認めます。

元茅監第28号  
令和元年8月22日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一  
同 池田 雄二郎  
同 岸 正明

平成30年度茅ヶ崎市公営企業会計決算の審査意見について

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成30年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計決算及び茅ヶ崎市病院事業会計決算を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

## 1 審査の対象

- (1) 平成30年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計決算
- (2) 平成30年度茅ヶ崎市病院事業会計決算

## 2 審査の期間

令和元年6月10日から令和元年8月21日まで

## 3 審査の方法

決算書等の審査を、次の方法により行いました。

- (1) 関係書類が地方公営企業法第30条及び同法施行令第23条の規定に準拠して作成されているかの確認
- (2) 事業の経営成績及び財政状態が関係法令に基づき適正に表示されているかの確認
- (3) 会計処理が正確に行われているかどうかを確認するため、関係諸帳簿等の照合、点検及び関係職員の説明聴取

## 4 審査の結果

審査に付された決算書等は、関係法令の規定に準拠して作成され、事業の経営成績及び財政状態は適正に表示されています。決算計数は関係諸帳簿と符合し正確なものでした。

7 健全化判断比率等審査

元茅監第29号  
令和元年8月22日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	池田 雄二郎
同	岸 正明

平成30年度茅ヶ崎市健全化判断比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により  
審査に付された平成30年度茅ヶ崎市健全化判断比率を審査したので、  
別紙のとおり意見を提出します。



## 1 審査の対象

平成30年度茅ヶ崎市健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

## 2 審査の期間

令和元年7月19日から令和元年8月21日まで

## 3 審査の方法

健全化判断比率の審査を、次の方法により行いました。

- (1) 算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確かの確認
- (2) その計数によって比率が正確に算定されているかの確認
- (3) 関係職員の説明聴取

## 4 審査の結果

### (1) 総合意見

ア 審査に付された平成30年度茅ヶ崎市健全化判断比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を確認したところ、いずれも適正に作成され、記載された計数は正確なものであると認めます。

イ 審査に付された平成30年度決算に基づく健全化判断比率は、記載された計数により適正かつ正確に算定されていることを認めます。

健全化判断比率は、次表のとおりです。

健全化判断比率	30年度 (%)	29年度 (%)	早期健全化基準 (%)	備考
実質赤字比率	—	—	11.42	実質赤字なし
連結実質赤字比率	—	—	16.42	連結実質赤字なし
実質公債費比率	0.5	0.5	25.0	
将来負担比率	48.9	34.7	350.0	

### (2) 個別意見

#### ア 実質赤字比率について

平成30年度の実質赤字比率は、一般会計等の実質収支額が黒字であるため、実質赤字額がなく、実質赤字比率はマイナス10.80%で、早期健全化基準の11.42%を下回っており、良好な状態を示しています。

#### イ 連結実質赤字比率について

平成30年度の連結実質赤字比率は、全ての会計の実質収支額及び資金剰余額を合算した結果、連結実質赤字額がなく、連結実質赤字比率はマイナス23.32%で、

早期健全化基準の16.42%を下回っており、良好な状態を示しています。

ウ 実質公債費比率について

平成30年度の実質公債費比率は、0.5%となっており、前年度の0.5%と比較すると、数値に変動はなく、早期健全化基準の25.0%を下回っており、良好な状態を示しています。

エ 将来負担比率について

平成30年度の将来負担比率は、48.9%となっており、前年度の34.7%と比較すると、14.2ポイント悪化していますが、早期健全化基準の350.0%を下回っており、良好な状態を示しています。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。

元茅監第30号  
令和元年8月22日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	岸	正明

平成30年度茅ヶ崎市資金不足比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された平成30年度茅ヶ崎市資金不足比率を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

## 1 審査の対象

平成30年度茅ヶ崎市資金不足比率

- (1) 公共下水道事業会計
- (2) 病院事業会計

## 2 審査の期間

令和元年7月19日から令和元年8月21日まで

## 3 審査の方法

資金不足比率の審査を、次の方法により行いました。

- (1) 算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確かの確認
- (2) その計数によって比率が正確に算定されているかの確認
- (3) 関係職員の説明聴取

## 4 審査の結果

### (1) 総合意見

ア 審査に付された公共下水道事業会計及び病院事業会計の平成30年度茅ヶ崎市資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を確認したところ、書類はいずれも適正に作成され、記載された計数は正確なもの認め、その計数により適正かつ正確に算定されていることを認めます。

イ 算定の結果、いずれの会計も資金不足を生じていないため、資金不足比率は計上されませんでした。

資金不足比率は、次表のとおりです。

区 分	資 金 不 足 比 率			備 考
	30年度 (%)	29年度 (%)	経営健全化基準 (%)	
公共下水道事業会計	—	—	20.0	資金不足なし
病院事業会計	—	—	20.0	資金不足なし

### (2) 個別意見

平成30年度茅ヶ崎市資金不足比率のうち公共下水道事業会計については、経営健全化基準の20.0%を下回っており、良好な状態にあると認めます。

病院事業会計については、経営健全化基準の20.0%を下回っているものの、資金剰余額は年々減少しており、この傾向が今後も継続した場合、令和2年度には現金が枯渇する恐れがあります。本市の財政運営への影響が懸念されるため、病院部局のみならず、関連する他部局とも一致団結して、経営改善に向けた実効性のある取組を早急に取りまとめ、着実に実施することを強く要望します。

### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。